政令

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十七号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年三月二十六日とする。

防衛大臣　岩屋　毅

内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　即応機動連隊一、普通科連隊二、特科連隊一及び高射特科大隊一

第十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　普通科連隊三、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一

第十二条の二中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　即応機動連隊一、普通科連隊二及び特科隊一

別表第七国分駐屯地の項の次に次のように加える。

奄美駐屯地	奄美市

別表第七那覇駐屯地の項の次に次のように加える。

宮古島駐屯地	宮古島市

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。次項において同じ。）の項中「次項」を「以下この表」に改め、同項の次に次のように加える。

奄美駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級

別表第六自衛隊の部隊及び機関（前二項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するものの項中「前二項」を「前各項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年三月二十六日から施行する。

防衛大臣　岩屋　毅

内閣総理大臣　安倍　晋三